

随意契約理由書

件名	令和7年度中央監視設備用 CVCF 点検整備業務
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング 株式会社 西日本本部
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 本点検業務は、水道の送水管理を行う中央管理設備に関する無停電電源設備の性能を維持するとともに、故障等による発注者の管理上不都合な事態の発生を未然に防止することを目的とする点検整備作業である。本業務対象の設備・機器は、三菱電機株式会社が製作を行ったものである。上記契約の相手方は、三菱電機株式会社の当該設備のメンテナンスに関する神戸市内の唯一の代理店である。 本点検業務は、機器の内部点検、調整を行うため、製作者しか知り得ない機器内部の専門的な技術を要し、機器の詳細を熟知している上記契約の相手方以外の業者では実施不可能である。 以上の理由から、本業務の実施に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できる者は、上記、契約の相手方以外にはないため、随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所設備課 (電話番号 078-361-8351)